

平成 2 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 8 号

箱館奉行所条例の一部改正について

箱館奉行所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 西 尾 正 範

箱館奉行所条例の一部を改正する条例

箱館奉行所条例（平成 2 1 年函館市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表摘要の項第 2 号中「市内」を「市の区域内」に改め，同項中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とする。

附則に次の 1 項を加える。

3 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 2 2 年函館市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 1 0 号」を「第 1 1 号」に，「第 1 1 号」を「第 1 2 号」に改め，同条中第 1 3 号を第 1 4 号とし，第 1 2 号を第 1 3 号とし，第 1 1 号を第 1 2 号とし，第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 箱館奉行所条例（平成 2 1 年函館市条例第 4 3 号）に規定する

箱館奉行所 入館料

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

市内の小学生および中学生の入館料を無料とし、ならびに規定を整備
するため